

保育の必要性

保育認定（2号・3号）に当たっては、保護者（父母等）に次のいずれかの事由があり、保育を必要とする状態にあることが要件となります。

保育認定基準	保護者の保育認定事由
1 居宅外労働	居宅外で月60時間以上（参考：1日につき4時間以上かつ月15日以上）就労していること。
2 居宅内労働	居宅内で月60時間以上（参考：1日につき4時間以上かつ月15日以上）就労していること。
3 産前産後	出産予定日12週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日から出産日後8週間を経過するまでの期間内であること。
4 疾病・障害	疾病もしくは負傷している状態にあること。 精神または身体に障害を有する状態であること。
5 介護	同居または長期入院等している親族を常時介護・看護していること。
6 災害復旧	災害により児童の居宅を失い、または破損した場合にその復旧のため保育できない場合。
7 就学	月60時間以上就学していること（職業訓練校等での職業訓練を含む）。
8 求職活動	就労の意思があり、求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること。 誓約書（入園後、3ヵ月以内に就労を開始し、保育を必要とする事由証明書等を提出する）が必要。求職活動をしていることが確認できる書類の添付が必要。
9 その他	虐待やDVのおそれがあること。 育児休業取得中の利用（3歳以上児のみ。育児休業取得時に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合は2歳以上児）であること。 上記1～8に類する状態にあること。

